

(目的)

第1条 この要綱は、観音寺市の豊かな地域資源から生み出された農林水産物及びその加工品（以下「産品」という。）を観音寺ブランドとして認証し、情報発信することにより、産品の消費及び販路の拡大を図り、農林水産物の信頼性の向上並びに地産地消を推進し、もって本市の農林水産業の振興と発展に寄与するため、観音寺ブランド認証制度を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農林水産物 本市で採取・捕獲され、加工されていない農林水産業の生産物をいう。
- (2) 加工品 原材料に本市の農林水産物が使用され、原則として加工が市内で行われているものをいう。
- (3) 事業者 市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を置く法人又はそれらの者で構成された生産者グループ若しくは団体をいう。
- (4) 認証委員会 観音寺市附属機関設置条例（平成24年観音寺市条例第1号）別表に定める観音寺ブランド認証委員会をいう。

(申請要件)

第3条 観音寺ブランドの認証の申請を行うことができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 前条第3号に規定する事業者であること。
- (2) 申請する産品の製造、販売等について適用される法令等を遵守し、確かな加工製造技術又は販売力を有する者であること。
- (3) 事業者が個人である場合は当該個人が、法人又は団体等である場合は当該団体及び代表者が本市の市税等を滞納していないこと。

(認証基準)

第4条 市長は、観音寺ブランドの認証に当たり必要な基準（以下「認証基準」という。）を別に定めるものとする。

(認証の申請)

第5条 観音寺ブランドの認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、観音寺ブランド認証申請書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

(認証の審査)

第6条 市長は、受理した申請について、認証委員会に観音寺ブランドの認証の審査を付託するものとする。

(認証の決定)

第7条 市長は、認証委員会の審査結果に基づき、申請書のあった当該産品を観音寺ブランドとして認証することの適否を決定する。

- 2 市長は、観音寺ブランドに認証することを決定したときは、申請者に観音寺ブランド認証書（様式第2号。以下「認証書」という。）を交付するものとする。
- 3 市長は、認証委員会の審査結果に基づき、観音寺ブランドとして認証しないことを決定したときは、申請者に観音寺ブランド認証不承認通知書（様式第3号）を通知するものとする。
- 4 観音寺ブランドとして認証しないことを決定した産品については、同じ内容で再度申請することができないものとする。

(認証の有効期間と再認証)

第8条 観音寺ブランド認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とする。

2 有効期間が経過した場合には、再度認証の申請をすることができる。この場合において、申請手続等については、第5条から前条までの規定を準用する。

(認証決定の公表)

第9条 市長は、第7条第2項の規定により観音寺ブランドに認証された産品（以下「観音寺ブランド認証産品」という。）及びその観音寺ブランド認証産品を申請した事業者（以下「認証事業者」という。）について、市のホームページ等で公表するものとする。

(認証の表示)

第10条 認証事業者は、観音寺ブランド認証産品に観音寺ブランドとして認証されたことを表示することができる。

2 前項の表示については、観音寺ブランド認証産品及びその包装物等に、別表に規定する観音寺ブランド認証マークの貼付、印刷等の方法により行うものとする。

3 認証事業者は、観音寺ブランド認証マークを使用するときは、観音寺ブランド認証マーク使用届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

4 観音寺ブランド認証マークは、観音寺ブランド認証産品及び観音寺ブランド認証産品に係る広告物（チラシ、ポスター、旗、看板その他これに類するものをいう。）以外に表示してはならない。ただし、観音寺ブランド認証マーク使用基準に関する要綱（平成29年観音寺市告示第 号）の規定に基づき観音寺ブランド認証マークの使用の許可を受けた場合は、この限りでない。

5 観音寺ブランド認証マークの使用に要する経費は、認証事業者が負担するものとする。

6 観音寺ブランド認証マークを表示することができる期間は、第3項の観音寺ブランド認証マーク使用届を提出した日から当該観音寺ブランドの認証に係る有効期間の終了の日までとする。

(認証事業者の実績報告)

第11条 認証事業者は、観音寺ブランド認証産品について、毎年度3月末までの生産販売実績等を、観音寺ブランド認証産品生産販売実績等報告書（様式第5号）により5月末までに市長に報告するものとする。

(認証内容の変更)

第12条 認証事業者は、認証内容について、次の各号に掲げる変更が生じたときは、観音寺市ブランド認証産品申請事項変更届出書（様式第6号）を速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 観音寺ブランド認証産品の名称等を変更したとき。

(2) 認証事業者の氏名、名称、代表者、住所等を変更したとき。

(3) 観音寺ブランド認証産品の生産、製造、販売等を1年以上中止し、又は廃止したとき。

(4) 観音寺ブランド認証産品の規格、形状、包装及び容器に係るデザイン等を著しく変更したとき。

(5) その他認証申請書の記載事項等に変更が生じたとき。

(認証後の監督指導)

第13条 市長は、観音寺ブランド認証産品が認証内容のとおり生産又は製造され品質等が保持されていること、観音寺ブランド認証マークを適正に表示・使用していること等について監督を行うものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、認証事業者に対して認証内容に係る報告を求め、又は生産・販売施設等へ立ち入り、認証に係る書類及びその他の状況を調査することができる。

3 市長は、観音寺ブランド認証産品が認証基準に適合しないと認めるときは、認証事業者に対してその改善を指導するものとする。

(認証の取消等)

第14条 市長は、観音寺ブランド認証産品又は認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認証を取り消すことができる。この場合において、市長は、認証委員会の意見を聴くものとする。

(1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(2) 認証表示等の表示・使用が不適切であると認められるとき。

(3) 前条の規定による調査又は改善指導に対して、正当な理由なく拒否したとき。

- (4) 観音寺ブランド認証製品の生産、製造、販売等を1年以上中止し、又は廃止したとき。
- (5) その他認証制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。
- 2 市長は、前項の規定により観音寺ブランドの認証の取消しを決定したときは、観音寺ブランド認証取消通知書（様式第7号）により、認証事業者に通知するものとする。
- 3 認証事業者は、前項の通知を受けたときは、直ちに認証書を市長に返還しなければならない。
- 4 市長は、観音寺ブランドの認証を取り消したときは、その対象となる観音寺ブランド認証製品及び認証事業者を公表するものとする。
- 5 観音寺ブランドの認証の取消しを受けた認証事業者は、取消日の翌日から起算して1年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

（認証書の再交付）

第15条 認証事業者は、交付された認証書を紛失し、又は破損したときは、遅滞なく市長に届け出て、認証書の再交付を受けることができる。

（認証事業者の責務）

第16条 認証事業者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について特に留意しなければならない。

- (1) 観音寺ブランド認証製品の生産、製造及び販売を通じて、積極的に観音寺市のイメージ向上に努めること。
- (2) 観音寺ブランド認証製品及びこの認証制度について、消費者及び流通関係者に対して積極的な情報の発信に努めること。
- (3) 観音寺ブランド認証製品の計画的な生産出荷及び円滑な流通体制の確保に努めること。
- (4) 観音寺ブランド認証製品における食の安全・安心を確保するために、食品衛生管理、食品表示の適正化その他必要な措置を講じること。
- 2 当該観音寺ブランド認証製品に係る事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生したときは、認証事業者がその一切の責任を負うものとし、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。
- 3 認証事業者は、観音寺ブランド認証製品について事故等の問題が生じたときは、観音寺ブランド事故等発生報告書（様式第8号）により直ちに市長に報告しなければならない。

（市の責務）

第17条 市は、第1条に定める目的を達成するため、認証事業者に対し必要な助言その他支援を行うとともに、認証制度の実施のために必要な調査研究等を行うものとする。

（観音寺ブランド認証マークの使用の特例）

第18条 市長は、観音寺ブランド認証製品の消費及び販路の拡大のために必要と認めるときは、当該観音寺ブランド認証製品を取り扱う事業者が観音寺ブランド認証マークを使用させることができる。

- 2 観音寺ブランド認証マークの使用を希望する事業者は、観音寺ブランド認証マーク使用に係る同意書兼申請書（様式第9号）により当該観音寺ブランド認証製品の認証事業者の同意を得た上で市長に申請するものとする。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査の上、観音寺ブランド認証マークの使用の適否を決定し、観音寺ブランド認証マーク使用に係る承認通知書（様式第10号）又は観音寺ブランド認証マーク使用に係る不承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。
- 4 観音寺ブランド認証マークの使用に係る承認を受けた事業者は、次の各号に掲げる変更が生じたときは、当該認証事業者の同意を得た上で速やかに市長に報告し、その承認を得なければならない。
 - (1) 観音寺ブランド認証マークの使用に係る承認を受けた事業者の氏名、名称、代表者、住所等を変更したとき。
 - (2) 観音寺ブランド認証製品の取扱いを1年以上中止し、又は廃止したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、観音寺ブランド認証マーク使用に係る同意書兼申請書の記載事項等に

変更が生じたとき。

5 第10条第2項及び第4項から第6項までの規定は観音寺ブランド認証マークの使用及び表示について、第13条の規定は観音寺ブランド認証マークの使用に係る監督指導について、第14条第1項（同項後段及び第4号の規定を除く。）及び第2項の規定は観音寺ブランド認証マークの使用承認の取消しについて、第16条の規定は観音寺ブランド認証マークの使用に係る承認を受けた事業者の責務について、第17条の規定は観音寺ブランド認証マークの使用に係る承認を受けた事業者に対する市の責務について準用するものとする。この場合において、「認証事業者」とあるのは「観音寺ブランド認証マークの使用に係る承認を受けた事業者」と、「第3項の観音寺ブランド認証マーク使用届を提出した日」とあるのは「第18条第3項に規定する観音寺ブランド認証マーク使用に係る承認の通知を受けた日」と、「認証内容」とあるのは「観音寺ブランド認証マークの使用に係る承認内容」と、「認証に係る書類」とあるのは「観音寺ブランド認証マークの使用に係る承認に関する書類」と、「当該認証を取り消すこと」とあるのは「当該観音寺ブランド認証マークの使用に係る承認を取り消すこと」と、「認証を受けたとき」とあるのは「観音寺ブランド認証マークの使用に係る承認を受けたとき」と、「観音寺ブランド認証取消通知書（様式第7号）」とあるのは「観音寺ブランド認証マーク使用に係る承認取消通知書（様式第12号）」と読み替えるものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）



附 則

この要綱は、平成29年8月17日から施行する。